



フリーランスと社会保障：フリーライターへのアンケート調査

唐津, 周平
藤岡, 秀英

(Citation)

国民経済雑誌, 221(5):1-20

(Issue Date)

2020-05-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0042019>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0042019>



国民経済雑誌

フリーランスと社会保障

——フリーライターへのアンケート調査——

唐 津 周 平
藤 岡 秀 英

国民経済雑誌 第221巻 第5号 抜刷

2020年5月

神戸大学経済経営学会

フリーランスと社会保障

——フリーライターへのアンケート調査——

唐 津 周 平^a
藤 岡 秀 英^b

さまざまな業種、職種で「働き方の多様化」が進展している。本研究では、そのなかでもフリーエージェント、フリーランスに注目している。とくに、柔軟な働き方を求めICTを活用しながら、新たに広がってきた「フリーライター」に焦点を絞っている。アンケート調査を通じて、フリーライターを選んだ動機、実際の就業形態、収入や労働時間、社会保険加入の状況などを明らかにしている。そして、雇用関係によらない就業者のためにも、公的な医療保障と年金保障などの社会保障システムの制度的対応が焦眉の課題となっていることが確認された。同時に、フリーランス支援団体のなかでは、独自の民間保険サービスの拡充・創設をはかり、フリーランスの就業リスク、生活リスクをカバーする試みが始まっていることにも期待が寄せられている。

キーワード フリーランス，雇用的自営，働き方の多様化，社会保障，社会保険

1 はじめに

本稿で取り上げるフリーランス、またはフリーランサーとは、従来の個人事業主とは異なるタイプの就業形態を念頭においている。「働き方の多様化」が始まったのは、1990年代からであり、1986年に「労働者派遣法」が施行され、「派遣社員」という新たな選択肢ができた。その同時期に「フリーター」と呼ばれる自由な生き方も社会現象となった。

バブル崩壊後、多くの企業は「固定費」としての人件費を「変動費」へ置き換えることに関心を持ち始めた。その結果、1990年には5人に1人だった非正規雇用者の割合（20.2%）は、2015年には約3人に1人（37.5%）にまで増えた。その後「派遣切り」「ワーキングプア」などが社会問題となり、非正規労働の拡大に注目が集まったことから、労働者派遣事業法にも、その規制を強化する改正がおこなわれている。¹⁾

a 神戸大学大学院経済学研究科，karatsu.viet@gmail.com

b 神戸大学社会システムイノベーションセンター，fujioka@econ.kobe-u.ac.jp

就業形態が変化したのは、産業社会のグローバル化、情報技術の進歩など産業組織が質的・構造的に大きく、急速に変化していることに起因する。サービス業を中心とした第三次産業の就業者は毎年増加しており、パソコンやインターネットなど情報通信技術の発達とも関係が深い。そして、これは雇用されている労働者のみではなく「自営業者」のあり方にも変化をもたらしている。

内閣府（2019）は、農林漁業、製造業、小売・卸売店主などを「伝統的自営業」として分類し、その割合が減少している一方で、建築技術者、システムコンサルタント、保険代理人、調理人などに代表される「雇用的自営業」は、今日にいたるまで増加を続け、2015年には自営業の割合の中で41.5%を占めている。内閣府（2019）の分析では、特定の発注者への依存度合いによって自営業を分類しているが、これに加えて「雇用的自営業」の多くで、店舗や土地など不動産を保有しない事業形態が増えてきた。新しいタイプの「雇用的自営業」が増加した理由として、情報通信技術（ICT）を活用しながら時間や場所に捉われずに働く、いわゆる「テレワーク」が普及したことも大きな要因である。

本論文の主題である「フリーランス」は、上記の「雇用的自営業」や「テレワーク」などの要素が集約された就業形態の呼称であり、「フリーター」や「派遣社員」の増加とほぼ同じ時期から広がってきている。近年、経済産業省（2017）や厚生労働省（2018）などの研究会でも議題に上り、新聞紙上でも2015年頃から「フリーランス」という言葉が頻繁に用いられるようになってきた。²⁾

「フリーランス」が注目される背景には、まず「柔軟な働き方」を実現する魅力的な一面が挙げられる。一方で、「労働基準関係法令」や「社会保険加入」の適用外となるリスクも注視されている。加えて、近年、新たにインターネット上で仕事を受発注できる「プラットフォームサービス」の登場によって、フリーランスを始める数居が下がっている。これらの要因が重なり合っていることで、様々な視点から議論がおこなわれている。

フリーランスに関連する「雇用的自営業」の問題として、かねてから「業務委託契約」に代表される「個人請負型就業」のリスクが指摘されてきた。そこでは、本来「労働者」として扱われるべき就業者が、「個人請負」によって「労働基準関係法令」や「社会保険加入」が適用外となりつつも、事業者の命令・指示の下に置かれて労働する「偽装請負」の問題が指摘されている。

他方、近年、「クラウドソーシング」など、インターネット上で仕事を受発注できる環境が整備され、「業務委託契約」も「物理的な対面や時間拘束」も「煩わしい値段交渉」も前提としない働き方が普及してきた。フリーランサーは、業務発注者の要求や需要に応じて、その都度契約できる新しい経済システムを担うという意味合いから、「On-Demand Economy」の重要な構成員とも位置づけられている。つまり、「必要に応じて仕事を発注し、必

要に応じて自由に働く経済社会」，これによって自由で多様なライフスタイルの実現が期待される。その反面，不安定な就労がますます広がる側面から見れば，このような働き方については，慎重に検討しなくてはならない問題も含まれている。

本研究では，これらの問題意識から，フリーランスの代表的職種の一つであるフリーライターを対象に，フリーランスやライター支援を行う7団体と共同でアンケート調査をおこなった。その調査結果から実証的にフリーランスが望む働き方と就業への考え方を明らかにする。

さらに，アンケート調査から明らかになってきた課題として，フリーランスの生活リスク，就業リスクへの対応に着目する。社会保険制度への加入状況や民間生命保険，損害保険への加入状況から社会的課題を明らかにし，それらを通じて「働き方の多様化」に対応した社会保険制度の方向性についてヒントを得ることが本研究の目的である。

2 経済社会構造の変化に伴う就業形態の多様化

2.1 就業形態の多様化に関する海外と日本の現状

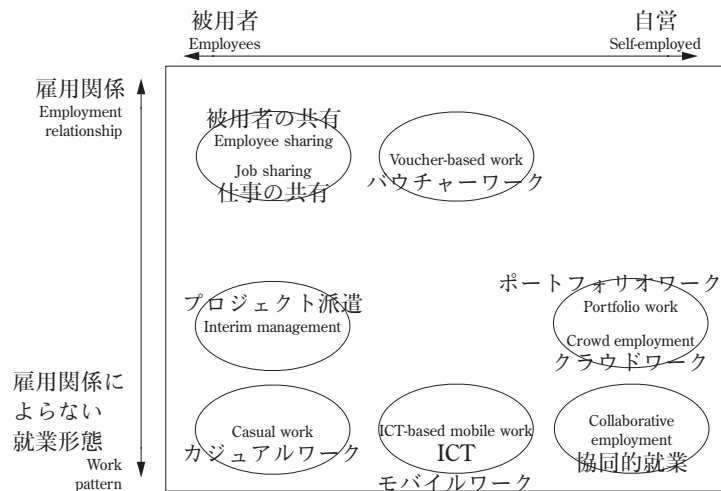
ダニエル・ピンクは『フリーエージェント社会の到来』(2002)を通じて，「雇用を前提としない働き方」の事例を数多く取り上げながら鮮明に描き出した。フリーエージェントの特徴として「大きな組織を離れて個人的に働く」「自分にとって好ましい条件を選択して働く」「インターネットを活用して，複数の顧客から仕事を受注する」などの内容が紹介され，アメリカには約3,300万人のフリーエージェントがいると推計された。それは労働人口全体の³⁾1/4の規模である。

同書において，ダニエル・ピンクは，「ニューエコノミーを本当に理解するためには，まずフリーエージェントを理解する必要がある」と強調している。そして，フリーエージェントを，「フリーランス」「臨時社員」「ミニ起業家」の3つに分類している。これらのフリーエージェントの中には，意図してフリーエージェントになる者もいれば，意図せずフリーエージェントになる者もいることを留意しなければならないからである。

以上の状況を踏まえて，「欧州生活労働条件改善財団（略称：Eurofound）」は，2015年，“*New forms of employment*”を発行し，欧州各国で確認されている新たな雇用形態を9つの類型で整理している（図1参照）。この図の横軸は，「被用者としての側面が強いのか，あるいは自営的側面が強いのか」，縦軸は，働き方の形態として，「雇用関係を結んでいるのか，あるいは雇用関係によらない就業形態であるのか」の2つの軸で整理されている。

この分類から，ある個人が，雇用されている従業員なのか，独立した自営業者なのかを明確に分けることは困難になりつつあることがわかる。それゆえ欧州各国では「労働者性」が高い仕事内容に関わらず，雇用契約を結ばず就労する「過度な柔軟化（Over Flexibiliza-

図1 新たな雇用形態の類型



出典：New forms of employment (2015) より抜粋・筆者編集

tion)」が問題視され、就業契約に新たなルールを導入する介入政策が取られている。⁴⁾

海外諸国の雇用労働情勢を鑑みれば、これから日本国内でも雇用契約に縛られない就労者が増加することが予想される。それによって時間や場所に捉われない個人の自由な働き方が促進され、多様なライフスタイルの実現が期待される一方、雇用契約のない不安定就労が増加する側面から見れば、慎重な議論が必要な働き方ともいえる。

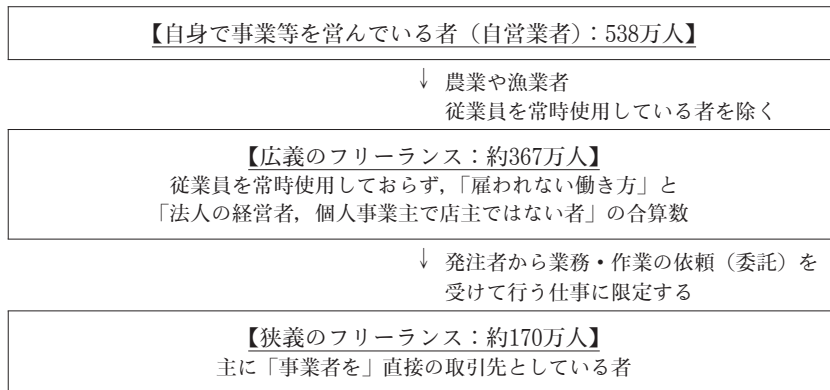
日本においても就業形態の多様化に関する研究は、「業務委託契約」に代表される「個人請負型就業」の問題をはじめ、20年以上前から議論が重ねられてきた。この議論の中で、近年、俎上に載せられているのが「フリーランス」をはじめとする「雇用関係によらない働き方」についてである。

経済産業省や厚生労働省では、関連した研究会が開催され、その後、労働政策研究・研修機構は「雇用類似の働き方をしている者の調査・試算（速報）」（2019）を発表し、国内における狭義のフリーランスは約170万人、広義では約367万人と政府機関として初めて試算を発表した（図2参照）。

また、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会が、2018年、2019年に発行している『フリーランス白書』、その他の団体による関連調査において、フリーランスの働き方自体への満足度は、総じて高い傾向にあることを明らかにしている。同時に、フリーランスとしての就業上の課題として「売上、収入が不安定」「1人で仕事しているため、病気、けが等のリスクへの不安がある」「社会保険の加入条件の格差」などの声を取り上げられている。

フリーランスの特徴と課題を簡単に整理すると（1）非正規雇用のフリーターや派遣社員

図2 広義のフリーランスと狭義のフリーランスの試算



出典：厚生労働省（2019）雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）より筆者編集

と共通する課題，問題を多く抱えているが，「雇用契約がない」という点ではそれらと一線を画すものである。(2) 雇用的自営業と同様に「業務委託契約」に代表される「個人請負就業」であることから，発注者の過度なフリーランス活用によって「労働関係法外」や「社会保険料の事業者負担を回避」などセーフティネットの欠如が危惧される。(3) また，昨今ではプラットフォームサービスを通じての受発注も普及し始め，インターネット上で取引をする場合には，契約内容や労働災害時の補償などで食い違う事例も多い。

したがって，当事者の間では，フリーランスへの「最低賃金制度」の導入や「社会保険の適用範囲拡大」など，さまざまな議論が交わされている。

2.2 問題の所在と研究の目的

以上のように，多様な働き方とフリーランスに関する議論の変遷を整理してきたが，フリーランスという立場や就業内容も，建築士，IT 技術者，イラストレーター，デザイナー，フリーライター，メッセージャーなど多業種，多職種に広がっている。そのなかには，企業で雇用されながら「副業」としてフリーランスも兼ねているケースもあれば，フリーランスとしてのみ就業しているケースもある。

そのため本研究では，フリーランスの代表的職種の1つである「フリーライター」を対象に設定し，フリーランスやライター支援を行う団体と共同でアンケート調査を行った。フリーライターを選んだ理由は主に以下の3点である。

- (1) 中小企業庁（2015）やフリーランス協会（2019）の調査でライター業は，IT エンジニア，デザイナーなどに次ぐ第3位の割合を占めている。
- (2) ライター業は時間的，空間的自由がある点からもフリーランスの特徴を表した職種だ

といえる。

- (3) 一方、東洋経済（2016）によるとクラウドソーシング上での案件数が最も多いのはライター業であり、未経験者でも容易に受注できる案件があることから発注者に優位な低単価発注の問題を引き起こす側面もある。

以上のような理由から、「フリーライター」を対象に調査を行うことは、フリーランスの代表性の観点からも適した職種だと考えた。

次章では、フリーランスを選んだ動機や実際の就業形態、収入や労働時間、社会保険加入の状況などアンケート結果を紹介しつつ、フリーランスと社会保険制度の現状と課題を整理していく。

3 フリーライターを対象とした就業実態のアンケート調査結果

3.1 アンケート調査結果の概要

これまでの多くの先行研究では、多職種のフリーランスの全体的な傾向を示している⁵⁾。そこで、本章では、フリーライターを対象としたアンケート調査にもとづいて議論をすすめていく。「ライター業」に従事する人びとだけを抽出するため、フリーランスやライター支援を行う7団体と共同でアンケート調査を実施した⁶⁾（表1）。

表1：アンケート調査概要と回答者の基礎情報

①アンケート調査概要

調査期間：2018年7月20日～10月25日

調査方法：筆者が作成したウェブアンケートをフリーランス、各種ライターの支援を行うNPO法人、一般社団法人など計7団体と協力して、共同で各団体の内外にいる調査対象者へ送付。

調査対象者：ライター業（フリー、兼業、副業等いずれも可）を請け負う個人を対象。

主な調査項目：就業形態の状況や現在の働き方を選んだ理由、主たる収入と他の収入とのバランス、労働時間や休曜日数、社会保険等の加入状況についてなどについて選択式で回答。また、ライターとしてどのような分野で仕事を請けているのか、独立したあるいは柔軟な働き方がよりよく実現されるために必要なことや課題等についても自由記述で回答を得た。

調査対象者数：1410 / 回答数：191 / 有効回答数：190 / 回答率：13%

②回答者（n190）の基礎情報

男性（n98）：女性（n92） / 未婚者（n99）：既婚者（n91）

居住地：東京都、神奈川県、埼玉県（n122）、大阪府、兵庫県、福岡県（n29）、その他19道府県（n39）

年齢層：21歳～30歳（n25）、31歳～40歳（n71）、41歳～50歳（n67）、51歳以上（n27）推定平均年齢41歳

最終学歴：大学院卒（n14）、大学卒（n103）、専門学校・短期大学卒（n45）、高校卒・その他（n28）

表2 専業フリーライター群と兼業・副業ライター群の分類

回答者全体 (n190)	分類	現在の雇用形態に関する回答内容詳細			回答者数
	専業フリーライター群 (n150)	個人事業主・フリーランス			139
		会社等の経営者(代表)または法人格を持つ自営業			11
	兼業・副業ライター群 (n40)	正規雇用契約			18
		契約社員・派遣社員等の有期雇用契約			11
		パート・アルバイトなど短時間契約			7
		会社等の役員または特別な役職付き			1
		契約社員・派遣社員等の有期雇用契約	パート・アルバイトなどの短時間契約		1
		契約社員・派遣社員等の有期雇用契約	会社等の役員または特別な役職付き		1
		正規雇用契約	契約社員・派遣社員等の有期雇用契約	パート・アルバイトなど短時間契約	1

3.2 「フリーライター」アンケート結果の概要

アンケート回答者を、雇用契約のない「専業フリーライター群」と雇用契約のある仕事を持ちながらライターもおこなう「兼業・副業ライター群」に分ける(表2)。この分類をもとに、就業の動機、就業実態、社会保険への加入状況などを柱にクロス集計をおこなった。

3.2.1 就業動機と働き方

「現在の働き方を選んだ理由」(図3)について見ると、「専業フリーライター群」と「兼

図3 現在の働き方を選んだ理由(複数回答可):各項目の回答率

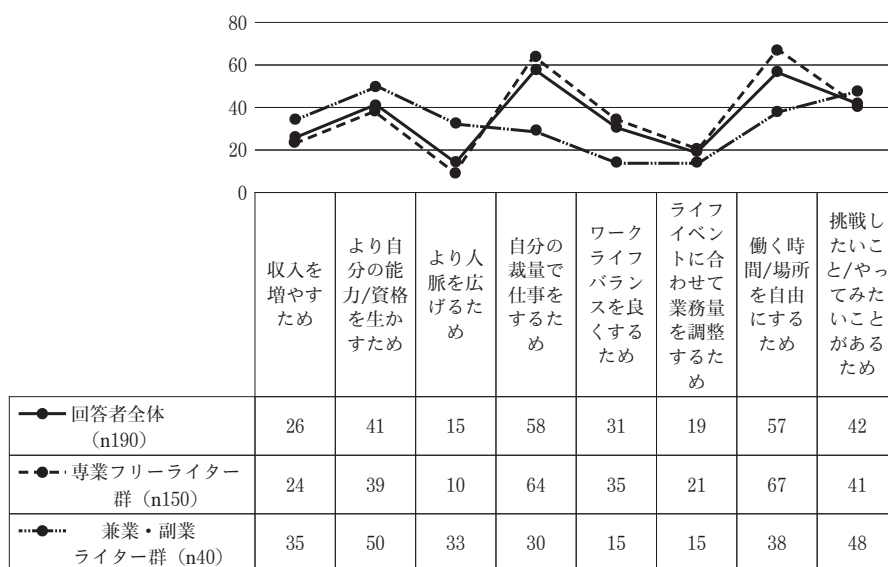
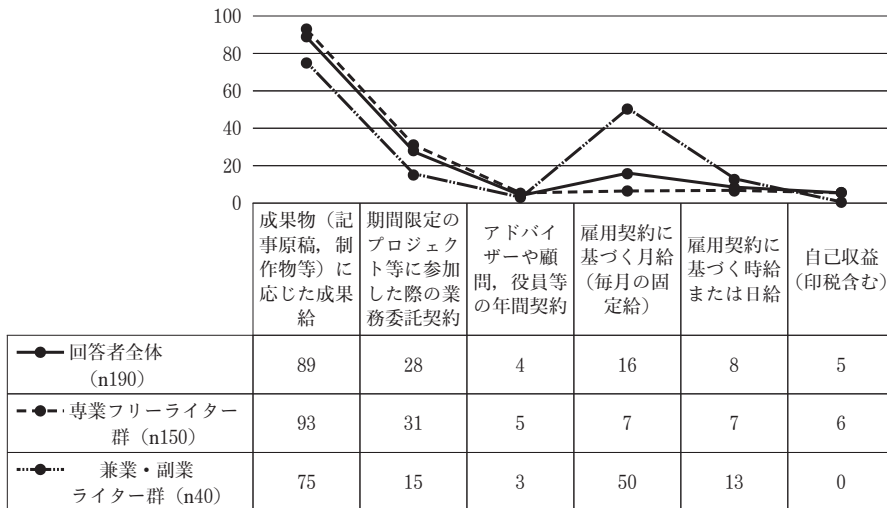


図4 ライター業として現在どのような形態で収入を得ているか（複数回答可）：各項目の回答率



業・副業ライター群」では大きく異なっていることがわかる。専業のフリーライターは「自分の裁量で仕事する、時間や場所を自由にする」ためにライター業を選択している。これに対して、「兼業・副業」としてライターも掛け持つ人は「自分の能力を活かす、人脈を広げる」ことが主な動機となっている。

3.2.2 ライター業としての収入

その収入についても、「ライター業として、現在どのような形態で収入を得ているか」を見ると（図4）、「専業フリーライター群」の約90%（n140）が「成果物（記事原稿、制作物等）に応じた成果給」によって収入を得ていると回答している。しかし、「兼業・副業ライター群」では「雇用契約に基づく月給（毎月の固定給）」によって収入を得ている者が50%（n20）いることがわかった。以上の結果から「専業フリーライター群」と「兼業・副業ライター群」では、ライター業としての働き方を選んだ理由や収入を得る方法がそれぞれ大きく異なっている。

3.2.3 就業時間の裁量と年収

「仕事をいつ、どこで行うかの時間配分や裁量はどの程度あるか」「休日の取り方として、自分にあてはまる適切なものはどれか」などの就業状況を整理する（図5）⁸⁾。「専業フリーライター群」は、その働き方を選んだ理由の通り、働く時間や場所、休日も自分で選べる自由な働き方ができていると回答しているが、「兼業・副業ライター群」は相対的に自分で働く時間や場所を決められる割合は低く、休日を自由に取れる割合も低い。この差異は、雇用契

図5 働く時間や場所に対する自由度：各項目の回答率

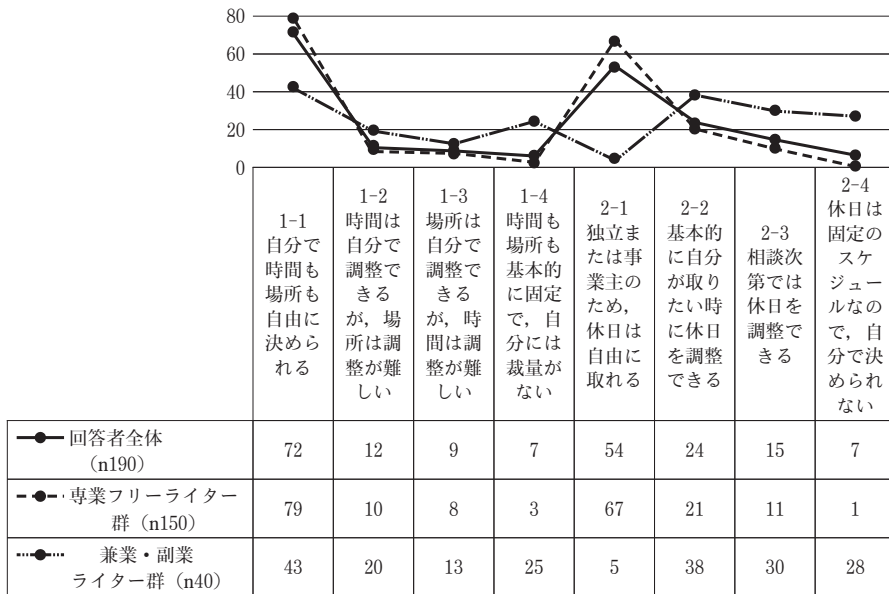


表3 推定年収と推定労働時間（月間）の基本統計量

項目	推定年収			推定労働時間（月間）		
	回答者全体 (n190)	専業フリー ライター群 (n150)	兼業・副業 ライター群 (n40)	回答者全体 (n190)	専業フリー ライター群 (n150)	兼業・副業 ライター群 (n40)
平均	386.46	386.33	386.93	148.3	144.62	161.95
中央値	300	350	300	150	150	190
標準偏差	200.87	196.87	217.85	64.22	63.55	65.69
尖度	0.51	-0.99	4.94	-1.19	-1.18	-0.82
歪度	0.77	0.42	1.81	-0.07	0.06	-0.56
最小	99	99	99	49	49	49
最大	1250	750	1250	251	251	251
信頼区間（95%）	28.75	31.76	69.67	9.19	10.25	21.01

約の拘束性による影響が考えられる。

ライター業での年収と平均労働時間（月間）の回答結果を見る。各階級の中央値を加重平均し、推定年収と推定労働時間（月間）を算出した（表3⁹⁾）。いずれも「専業フリーライター群」と「兼業・副業ライター群」の間に大きな差は見られなかったが、年収と労働時間の相関については違いが見られた。Spearman の順位相関係数で見ると、「専業フリーライター群」の推定年収と推定労働時間（月間）の相関は0.32 ($p=0.001$), 「兼業・副業ライター群」は、外れ値の影響を受けながらも0.47 ($p=0.002$) となった。この結果から、「専

業フリーライター群」は、報酬単価も労働時間も多様であるが、「兼業・副業ライター群」は、「雇用契約による収入」によって労働時間と年収に相関関係をもたらしめていることがわ¹⁰⁾かった。

3.2.4 社会保険の加入状況

社会保険及び民間保険への加入状況について見ると、190人の回答者のうち、約60% (n117) が社会保険に「加入していない」状況にあり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかに加入している人は、約40% (n73) であった。この結果を「専業フリーライター群」と「兼業・副業ライター群」に分類し、クロス集計をおこない、既婚者と未婚者でも整理した結果が(表4)である。

表4 社会保険加入の有無に関するクロス集計結果

	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれか）への加入あり	加入なし	合計
専業フリーライター群 観測値（回答割合）	43 (29%)	107 (71%)	150 (100%)
期待度数	57.63	92.37	
兼業・副業ライター群 観測値（回答割合）	30 (75%)	10 (25%)	40 (100%)
期待度数	15.37	24.63	
合計	73	117	190
p 値	0.001		
	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれか）への加入あり	加入なし	合計
既婚 観測値（回答割合）	44 (48%)	47 (52%)	91 (100%)
期待度数	34.96	56.04	
未婚 観測値（回答割合）	29 (29%)	70 (71%)	99 (100%)
期待度数	38.04	60.96	
合計	73	117	190
p 値	0.016		

「専業フリーライター群」よりも「兼業・副業ライター群」の方が社会保険加入者の割合が高いのは、雇用契約がある仕事の有無が大きな要因であることは明らかである。実際、「専業フリーライター群×社会保険に加入あり」に該当する43人のうち21人が被扶養家族として社会保険に加入していること¹¹⁾、「未婚×社会保険加入なし」に該当する割合が71% (n70) であることから「結婚」によってフリーランスの社会保険への加入状況が補完されている可能性も浮かび上がった。

また、「健康保険加入状況」(表5)を見ると、多くのライターが、国民健康保険に加入し

ているが、約1割（n23）は「文芸美術国民健康保険組合」に加入している。文芸美術国民健康保険組合の保険料を考慮すると、高所得のライター業者が、これに加入していることがわかる。

表5 回答者の健康保険加入状況

加入状況	国民健康保険に加入	被雇用者として健康保険（協会けんぽ）に加入	文芸美術国民健康保険組合（文芸国保）に加入	被扶養家族として加入	加入していない（払っていない）	加入状況がはっきりとわからない
回答者数（n190）	103	39	23	22	1	2

年金保険（表6）については、41%（n77）が「国民年金のみ加入している」が、14%（n27）が「免除・減額申請をしている」、5%（n10）が「加入していない（払っていない）」などの事実が浮かび上がった。さらに、厚生年金に加入している者やその他私的年金（小規模企業共済、付加年金、国民年金基金、確定拠出年金など）への加入者も多く確認された。

表6 回答者の年金保険加入状況

加入状況	国民年金のみ加入	国民年金＋厚生年金（被用者年金）に加入	国民年金＋私的年金（小規模企業共済、付加年金、国民年金基金、確定拠出年金など）に加入	被扶養家族として加入	免除・減額申請をしている	加入していない（払っていない）	加入状況がはっきりとわからない
回答者数（n190）	77	36 ※うち3が私的年金にも加入	20	17 ※うち2が私的年金にも加入	27 ※うち2が私的年金にも加入	10	3

3.2.5 民間保険への加入状況

民間生命保険、損害保険への加入状況を見ると（表7）、民間生命保険（生命保険A～C、

表7 回答者の民間保険への加入状況（複数回答可）

加入状況	生命保険A（定期保険）	生命保険B（終身保険）	生命保険C（年金保険、養老保険）	その他保険（医療保険、がん保険、介護保険、傷害保険、所得補償保険など）	損害保険A（自動車保険、火災保険）	損害保険B（賠償責任保険、労災保険）	何も加入していない
回答者数（n190）	55	51	30	82	64	11	43

その他保険のいずれかに加入を含む¹²⁾に加入している人が、約71% (n134) を占めている。加えて、損害保険 (損害保険 A または損害保険 B いずれかに加入を含む) に加入している人は、約36% (n68) となっている。これらを合算して「民間生命保険または損害保険の何らかに加入している」人は、約77% (n147) となった。一方で、「何も加入していない」が23% (n43) いることがわかった。また、1人当たりの民間保険加入種類数は、平均1.56種類 (中央値=1, SD=1.30) となっている。

3.3 自由記述欄の文章型データを用いた計量的分析と問題意識の探索

本節では、アンケートの「独立したあるいは柔軟な働き方がよりよく実現されるために、必要なこと、課題等は何だと思いますか。ご意見あればご自由にお書きください」に回答した126人の文章型データから当事者の問題意識を探索する。

文章型データの分析方法において、以前から「内容分析」あるいは「計量テキスト分析」といった研究方法が確立されており、本研究では数多くの研究で使用されているソフトウェア「KH Coder」を活用した。

まず、「専業フリーライター群」と「兼業・副業ライター群」の文章型データ間の差異を計量的に比較するために、KH Coder の「共起ネットワーク」による語の抽出をおこなった。どのような語がどの語と結びついて、どの程度頻出しているのか「共起関係」に着目し、抽出した結果が図6・図7¹³⁾である。

「専業フリーライター群」(図6) にあって、「兼業・副業ライター群」(図7) には見られない特徴的な語として「環境・整備・必要」「地位・向上」「周囲・理解」などが抽出された。これらの語が含まれている記述回答を見ると (1)「社会保険の恩恵を将来十分に受けられる環境の整備」(2)「明らかに安すぎる報酬の改善と、働き方を選択できる環境が必要」との記載と、(3)「シナリオライターの地位向上。特に高学歴のシナリオに興味のないプランナーは『シナリオなんて国語ができれば誰でも書ける』と思っている」、また (4)「周囲(職場、家族)の理解」という文脈で出現している。

「環境」「地位」「周囲」はいずれも何らかの社会的評価と関連しているが「社会保険」「契約に関する報酬」「社会的な地位」「職場や家族」など、それぞれ異なった問題意識を示していることがわかった。

そこで新たに、「専業フリーライター群」106人の記述を「就業形態・社会保険・社会保障」(表8)、¹⁴⁾「契約方法・報酬・支払い」、「周囲の理解・地位向上・社会的信用」の3つに分類した。その結果、「専業フリーライター群」では、就業形態や社会保険等の制度に問題意識を持っていると考えられる層が19% (n20)、契約方法や報酬関連は17% (n18)、周囲への理解や地位向上は13% (n14)、これらを合計すると49% (n52) が、フリーライターを

図6 専業フリーライター群の共起ネットワーク (n102)

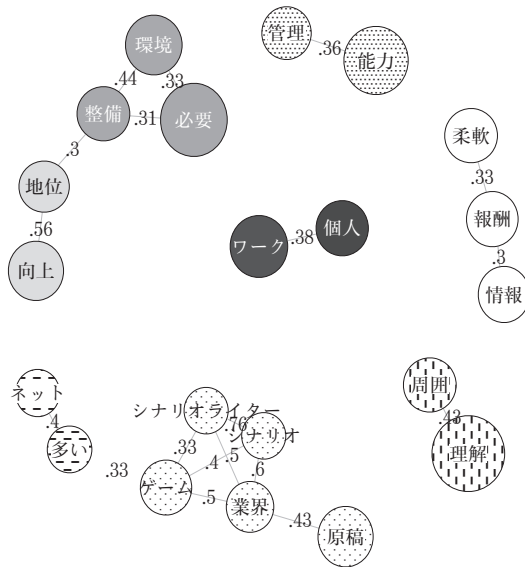
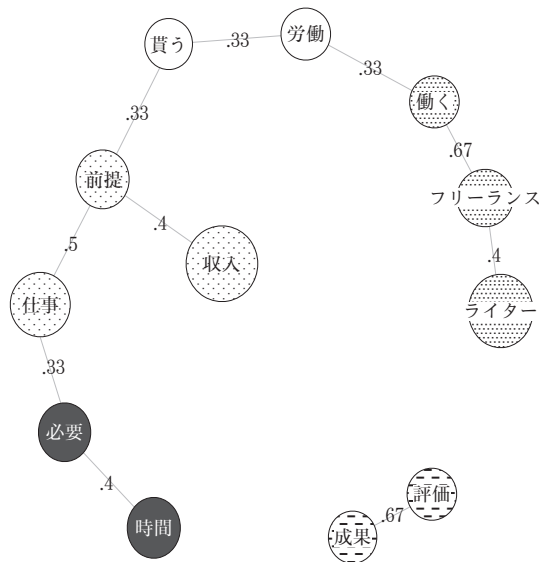


図7 兼業・副業ライター群の共起ネットワーク (n24)



めぐる就業形態、契約方法、社会的評価、社会保険への加入条件に問題意識を抱いていることが確認された。

他方、記述回答には、「自身のスキルや能力の向上」「フリーランスとして姿勢や仕事の工夫」に関する内容も数多く記述があり、それらの回答は、「専業フリーライター群」では37

表8 就業形態・社会保険・社会保障等に関連する
専業フリーライター群の自由記述（回答文のまま抜粋）

1	まず「独立ないし柔軟な働き方」が従来の雇用労働より良いとお考えだとすれば、私はそういう前提には立てません。雇用を非雇用に置き換えていくのは、現状では働き方の（ひいては生活の）不安定化につながるからです。ワークライフバランスは雇用労働においても追求されるべきだからです。 ただし、現にかなりいる「非雇用で働く人」を守るルールやしくみの整備は急務であり、政府においても「雇用類似の働き方に関する検討会」報告などで認識され、政策課題に浮上しつつあるところです。その際、まず重要なのは「労基法上の労働者」の範囲を時代にあった形で広げることです。次に、いくつかのセーフティネットの対象を「労基法上の労働者」だけでなく雇用類似の働き手にも広げることです。とくに労災補償（業務事故・疾病補償）と出産・育児・介護に関わるセーフティネットは、雇用か非雇用かにかかわらず、すべての働き手を対象とするような制度設計が必要です。将来的には、さまざまな働き方の間を必要に応じてフラットに行き来しつつ、ワークライフバランスが保たれ生活水準も落ちない社会が望ましいと思っています。
2	雇用関係や性別によらず、社会保障上の不平等がないこと。転職や中途入社がしやすいこと。
3	産休育休制度（給与保証はなくても仕方がないが保育園に入るためのポイントはつけて欲しい）
4	病気や介護などで働けなくなる可能性は、誰にでもあります。しかし、正規雇用では柔軟な働き方は難しく、退職やパート、フリーランスなどへ変化しなければ、バランスが取れない状況です。また、フリーランスになったとしても、ライター業で食べていけるのは、限られた人であるとも感じます。明らかに安すぎる報酬の改善と、働き方を選択できる環境が必要だと考えます。
5	国民健康保険、国民年金の負担が高すぎる。フリーランスはお盆も正月もない、と思われがちだが（休み明けに原稿を提出せよとか）健康管理は最重要課題なので、適切に休まなければ維持できない。世の中の受注単価が低いと、なぜかそれに合わせなければならない風潮があり、回転率をあげなければならなくなってさらに健康を維持できない…という悪循環に陥る。
6	社会保障
7	民間企業を定年退職後、（当該回答者は）セカンドステージとして、このような働き方を選択しています。現役世代では、社会保険や年金保険の恩恵を将来十分に受けることのできるような環境を整備する必要があるかと思います。
8	社会保障の充実を切実に希望しています。家庭や健康の事情、クリエイティビティやよりよい社会のための活動などで収入や働き方が不安定になってしまっても、なんとか暮らせるようなサポートがほしいです。
9	個人的な話で恐縮ですが、今の年収だと夫の扶養からは外れてしまい、かといってがっつり稼いでいるわけではなく、毎月保険料を払うのがけっこう大変なので、自分のやりがいとワークライフバランスとお金のちょうどいいバランスを見つけるのが日頃の悩みどころです。あとは、日本でもフリーランスの人がだいぶ増えてきていると思いますが、例えば、母親がフリーランスだと保育園に入れにくいという話を聞いたりすると、まだまだ社会の理解が足りないのかなと不安になります。
10	自営業の地位向上、税制改善等の法整備
11	保障
12	フリーに適した社会保険の一元化
13	就職する以外の選択肢・生き抜き方を、学校教育で教えること。有名企業に入った卒業生ばかりでなくフリーランサーや起業家にも講演してもらうとか、社会保障の仕組みを教えておくとか。
14	保育園の拡充、待機児童の解消（それが厳しくて、一昨年、都内から地元に移り、それもあって収入が落ちました）
15	税金を安くする。特に健康保険料
16	低収入でも文芸春秋保がとれる＆保険料が優遇される仕組み
17	世間の物価、賃金状況に応じた相場の上昇。 フリーランスという働き方に対する、正社員等給与所得者の理解（収入が不安定であるということ、全ての経費を自分で払っているということ、フリーランスでの経験は実績であるという感覚）。 現在・将来共に医療への保障（労災に代わるものであるとか）。 技術を磨くために発生するコストへの理解。
18	仕事としては特になし。独立するなら自身で何売り、どう生きるかを自身で考えるべき。ただ、国民年金の給付受取額についてはもっと手厚く改善していただきたい。
19	税金などのシステムが正社員を前提に作られており、個人事業主の、本来の業務以外の負担が大きい。
20	企業が正社員と業務委託事業者との間の垣根を取り払う努力をする。

% (n38),「兼業・副業ライター群」では46% (n11) を占めた。そこから,「フリーランスの課題」は, 個々人の能力や仕事の工夫を通じて克服すべきとの姿勢もうかがえる。

4 フリーランスと社会保障の課題

4.1 「柔軟な働き方」と社会保険加入条件の問題

上述したように,「専業フリーライター群」の働き方は自分の裁量で仕事ができ,働く時間や場所を自由に選択できるという魅力がある。彼ら自身も,それを望んで現在の働き方を選んでいる。また,ライター業では,女性の年収が相対的に高く,一般的な男女の正規雇用,非正規雇用間で顕著な男女間賃金格差は生じていない。働く時間と場所の自由度に関する結果もふまれば,「雇用契約」のないフリーライター群は,共働きや子育て,家族の介護などと仕事を両立させる「柔軟な働き方」につながるものが期待されている。

しかし,自由記述回答から,「雇用契約」のない「専業フリーライター群」は「税制度」「社会保険への加入条件」「出産・育児」など社会的支援の充実をもとめていることがわかる(表8)。

とくに,女性のフリーランスからは,出産・育児にまつわる制度的課題が指摘されている。フリーランス協会(2019)の調査でも「フリーランスなど新しい働き方を選択しやすくするために必要なこと」の回答で最も多かった内容は「出産・育児・介護などのセーフティネット(休暇や所得補償)」(63.6%)である。より具体的には「出産手当金」は,国民健康保険では自治体の任意給付¹⁵⁾であること,「育児休業給付金」は雇用保険加入者が対象であること,さらに社会保険料の負担についても,被用者は産前産後休業や育児休業期間中は保険料が免除される一方,フリーランスの場合は,休業しても保険料を払わなければならないことが指摘されている。これらの制度は「雇用契約」に基づいた「被用者のための制度」となっているからである。

「働く時間や場所の自由」を優先する代わりに「社会保障による支援」を犠牲にする,このトレードオフの関係をどのように解釈し,克服することができるだろうか。「兼業・副業ライター群」のように「雇用契約の身分を残しつつ」フリーランスとしても仕事を担う働き方は,自由な働き方と将来への安心・安定を確保することにつながり,1つの選択肢とも考えられる。このような就業形態は,Eurofound(2015)でも「Portfolio Work」として紹介されている。つまり,「専業フリーライター群」を「兼業・副業ライター群」に移行させることで問題解決を図るわけだが,「雇用契約」によって働く時間や場所の拘束が強くなるため,「自由な働き方」を放棄せざるをえなくなる。

したがって,「専業フリーライター群」の就業者を「兼業・副業ライター群」に移行させて社会保険加入問題を解消する考え方では,それぞれの動機や就業実態が異なっている以上,

根本的な解決にはならない。それでは、自己責任に基づいて専業フリーライターを営む人びとにとって、一般の被用者との間で、社会保険への加入条件と給付内容に格差があることは仕方のないことであろうか。

4.2 「働き方の多様化」と社会保障の課題

これをライフスタイルの多様化と家族形態の構造変化から検討してみたい。2018年には共働き世帯が約1,200万世帯となり専業主婦世帯は約600万世帯となった。一方、ひとり親世帯数は140万世帯を超えると推計され、ひとり親世帯になった理由の約7割は離婚である。さらに、50歳までに一度も結婚してない「生涯未婚率」は2010年に男性は20%、女性は10%を超えている。つまり、「共働き」だけでなく「離婚」や「非婚化」も増加しており、日本の社会保障システムが前提としてきた標準家族（夫婦＋子ども2人）モデルは現実にはそぐわなくなったことがわかる。その結果として、65歳以上の一人暮らし高齢者も年々増加し、2015年には約600万人となった。

柔軟な働き方が求められているのは、多様な家族のあり方と仕事を両立するためであり、その手段としてフリーランスがある。そして、内閣府（2018）の報告書でもテレワークやフレックス制度を活用する柔軟な働き方が、雇用の流動化、労働時間の短縮にもつながり、ワークライフバランスの改善、そして、「生産性を高める可能性が高い」としている。

さらに、同報告書のなかで「雇用関係によらない働き方をする者の中には、病気・出産等による休業、受注状況の悪化、廃業等の際に公的な支援が十分に得られず、収入が途絶するリスクがあることも指摘されている。こうした指摘も踏まえながら、実態把握と並行して法的保護の必要性を含めて検討を行っていくことが必要である」と、フリーランスの働き方への法的保護の方向も示唆されている¹⁶⁾。ただし、フリーランスの社会保険、社会保障全体についての検討は、厚生労働省（2019）の中で「多様な働き方」と合わせて議論が始まったばかりである。

4.3 雇用関係によらない働き方と社会保険

厚生労働省（2019）の「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」では、(1) 短時間労働者、(2) 適用事業所の範囲拡大、(3) 複数事業所就業者（兼業・副業）、(4) 雇用類似の働き方（フリーランス）の4点が議題となり、社会保険適用に関する議論がおこなわれている。

厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大は、既に平成28年10月から「(1) 従業員501人以上の会社で、(2) 週所定労働時間20時間以上、(3) 月額賃金8.8万円以上、(4) 勤務期間1年以上」の労働者にも加入対象を広げている。この4つの要件をさらに引き下げていく

案が現在も検討されている。¹⁷⁾

このような適用範囲拡大の流れに、フリーランスはどの程度含まれていくだろうか。現状では、「雇用契約」のないフリーランスと自営業が同一視されていることに問題がある。つまり、フリーランスは「雇用契約」がないのだから、自営業と同じ国民年金と国民健康保険の適用が妥当であるという整理である。

自営業が厚生年金保険へ加入できない理由について、駒村・丸山（2015）から引用すると「①自営業者の場合は、被用者と異なり、定年がなく、自ら営業用資産を保有しており、健康である限り働き続けることができること、②引退する場合には子供が営業用資産を引き継ぐ代わりに、子供からの家族内扶養を受けられるため、老後の所得保障機能、年金への期待度が異なること、③いわゆるクロヨン問題があるため、所得把握ができないことが理由とされてきた（窪野 1984）」と述べられている。この3つの理由は、農地や店舗等を構える伝統的な自営業を想定しており、上述した厚生労働省（2019）の報告書でも同様の記述が見られることから、自営業とフリーランスは本来区別して議論されるべきである。

また、小規模企業共済制度の加入者数は、中小企業庁（2018）によると、平成29年度の在籍人数は約138万人であり、平成24年度から比較して新規加入人数が毎年増加している。この点からも、フリーランス並びに小規模事業者の関心の高さがうかがえる。しかし、小規模企業共済は、20年未満での解約や掛け金を途中で減額した場合などに元本割れとなる恐れがあることから、あくまで長期的な計画が立てられる「小規模企業」だけに適した制度だと言える。

今後の課題は、労働者性の高さなどフリーランスの実態に応じて定義を細分化し、その定義に沿った制度を用意することである。そのためにも、イギリスの「就労者（Worker）」¹⁸⁾やドイツの「労働者類似の者（Die Arbeitnehmerähnliche Person）」¹⁹⁾、フランスの「個人事業主（auto-entrepreneur）」²⁰⁾のように「労働者」や「自営業」の拡張概念を参考にする必要がある。

すでに述べたように、国民健康保険加入者の保険料負担率についても、国民健康保険加入者は協会けんぽ加入者や健康保険組合加入者と比較した場合、相対的に重い負担となっている。さらに土田（2012）が指摘するように国民健康保険医療費の地域間格差は大きく、地域によって国民健康保険料の請求額は異なっている。これに関連して、傷病手当金や出産手当金の給付判断も異なっており、フリーランスが安心して働くための出産時や病気・怪我による休業時のセーフティネットが必要である。

これらの点に関して、フリーランス協会では、フリーランス向けに賠償責任保険、所得補償制度などを用意している。これは、業務上の過失リスクへの補償や傷病手当金、労災保険に代わる健康リスクへの備えになりえる。GMO クリエイターズネットワーク株式会社も、フリーランスのキャッシュフローの問題に着目し、フリーランスの請求書（売掛債権）を買

い取り、その代金をフリーランスへ振り込むサービスを提供している（フリーナンス）。

以上のように、職域や雇用関係によらない就業者のためにも、公的な医療保障と年金保障システムの改革が焦眉の課題となっている。他方、フリーランス支援団体のなかから、新しい民間保険サービスの拡充・創設を通じて、フリーランスの就業リスク、生活リスクをカバーする試みが始まっている。民間市場による柔軟なリスク回避システムが、今後、どのように展開していくか、その可能性についても調査研究を進めていく必要がある。

注

本研究にあたってアンケート調査へ回答頂いたライター業の皆様をはじめ、アンケート調査の実施にご協力頂いた（一社）日本デジタルライターズ協会廣瀬様、新野様、出版ネッツ樋口様、（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会岡村様、（特活）日本メディカルライター協会矢島様、（特活）フラウネッツ宮田様、（特活）グリーンズ福井様、（一社）日本ゲームシナリオライター協会藤沢様には深く感謝を申し上げます。

- 1) 全ての労働者派遣事業を許可制に変更、派遣期間制限の見直し、雇用安定措置（派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供、無期雇用等）を義務付けるなどが改正された。
- 2) 藤井、村上（2018）によると、新聞紙上に「フリーランス」という言葉が掲載された件数は2015年頃から300件/年を超え始めた。2010年以前は100件/年に及ばない。
- 3) 同書内では、統計を正確にとることは難しいと述べながらも、控えめに推計して3300万人と記述している。内訳はフリーランスが1650万人、臨時社員が350万人、ミニ起業家が1300万人である。
- 4) 代表的な事例としてオランダではカジュアルワーク（オンコールワーク）に対して「年間時間（year-hour）」制度が提案された。この制度の下では、特定の月に所定の労働時間数より少ない時間数で労働者を利用し、他の月により多く労働者を利用する自由が使用者に与えられる。使用者には必要とされる柔軟性が与えられる一方、労働者には、一定の月給額が保障される。
- 5) 中小企業庁（2015）、経済産業省（2017）、日本政策金融公庫総合研究所（2017）、フリーランス協会（2019）などを参照。
- 6) 以下団体名と活動概要を紹介する。①（一社）日本デジタルライターズ協会：IT系のライターとして働く個人事業主を会員として、会員相互の情報共有や勉強会など活動。②出版ネッツ（ユニオン出版ネットワーク）：出版界のフリーランサーの労働組合。フリーランサーの地位向上と権利擁護のために活動。③（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会：フリーランス向けベネフィットプランの提供及び支援・啓発イベントの企画運営など活動。④（特活）日本メディカルライター協会：健康・医療情報伝達における一般市民の啓発とメディカルライター等の育成など活動。⑤（特活）フラウネッツ：SOHO、在宅勤務等に必要と思われる情報の収集、提供及び相談、スキルアップ支援など活動。⑥（特活）グリーンズ：『欲しい未来をつくる』持続可能な社会を目指すウェブメディア「greenz.jp」を運営など活動。⑦（一社）日本ゲームシナリオライター協会：ゲームシナリオライターの活動の促進及び生活面での支援を通じた資質向上、社会的地位の確立など活動。これらの団体内の会員やメールマガジン登録者向けにアンケートを送付した。

- 7) 専業フリーライター群には原則、当該項目に回答はないはずだが、以下2つの観点から回答者データを確認し、当該項目への回答可能性を検討した。(1) 法人代表者であるため雇用契約に基づき給与が支払うことができるため。(2) 雇用契約は生じていないが、別の契約によって月給、時給、日給などを得ていると考えられるため。
- 8) 1, 2の質問については択一回答。
- 9) 100万円未満は99万円、650万円以上は700万円で推計。50時間未満は49時間、251時間以上は251時間で推計。
- 10) なお、国税庁(2018)の給与所得者1人当たりの男女平均給与(男性532万円、女性287万円)と本回答データを比較した際に、ライター業を請け負う男女の間では収入差が小さいことがわかった。平均年収と平均労働時間(年間)を用いて時給換算すると、男性は推定2,133円、女性は推定2,220円となった。
- 11) 男女の内訳が4:17、既婚未婚内訳が16:5となった。
- 12) 民間生命保険の加入率について、生命保険文化センター(2018)の調査結果と比較した場合、世帯加入率は79.1%だった。個人と世帯で単位が異なっているため、正確な比較はできないが、アンケート回答結果は概ね平均的な加入率だと思われる。
- 13) (1) 専業フリーライター群では最低5語以上、兼業・副業ライター群では最低3語以上、男女は共通して最低4語以上の語を抽出対象にした。円(バブル)が大きいほど出現回数が多い語である。(2) KH Coderでは、共起度の程度を測るためにJaccard係数が用いられており、係数0.3以上の関連がある語を抽出対象にした。図内の小数は、1に近いほどある文章とある文章の間でその語が頻出する程度が高いことを示している。
- 14) この分類は筆者の見解ではあるが、あくまでもKH Coderが抽出した語の結果から導き出した分類である。また、1人の回答者が複数の問題に言及している点については、ここでは傾向を把握する目的から1人の回答文を複数のカテゴリーに振り分けることはおこなわなかった。
- 15) 同団体の調査(2017)によると、出産手当金の給付を受けたのは19.3%。
- 16) 内閣府(平成30年8月)『平成30年度年次経済財政報告―「白書」: 今, Society 5.0の経済へ―』, 第2章第3節「働き方の多様化が進む中で求められる雇用制度の改革」より引用(<https://www5.cao.go.jp/jj/wp/wp-je18/index.html>, 2020年1月閲覧)。
- 17) 平成29年4月からは、従業員500人以下の会社でも、労使で合意すれば社会保険に加入できる。さらに2019年12月に厚生労働省は、いわゆる「士業」の個人事業所の従業員を厚生年金の適用対象に広げ、2022年10月の施行開始を目指す改正法案も検討している。
- 18) 労働政策研究・研修機構(2005)によれば、Workerは「従属的な自営業者(dependent self-employed)」と称されてきた者で、フリーランス、個人事業主、家内労働者などを含む。また、Workerが享受する主要な権利は、全国最低賃金法、労働時間規則、公益情報開示法およびパートタイム労働規則などがある。
- 19) 新谷, 小俣, 田中(2018)は、「労働者類似の者」の基本的な性質は、労働者ではなく自営業者と説明しているが、例えば専属契約で、その収入が大半を占める経済的従属性が認められれば、労働者と対等の労働法の一部ないしは社会保障法の保護を受けるとも紹介している。
- 20) auto-entrepreneurは18歳以上から登録可能であり、被雇用者や学生も対象に含まれる。売上に応じて所得税や社会保険料の負担額が変わる仕組みであり、初年度(2009年)から30万人を超

える登録者となった。

参 考 文 献

- Eurofound (2015) *New forms of employment*, Publications Office of the European Union, Luxembourg
- 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 (2018, 2019) 『フリーランス白書』
- 経済産業省 (2017) 「雇用関係によらない働き方の研究会報告書」
- 厚生労働省 (2018) 「雇用類似の働き方検討会報告書」
- 駒村康平・丸山桂 (2015) 「就業形態の変化と社会保険・企業福祉」, 特集雇用の変化と社会保険, 『日本労働研究雑誌』
- ダニエル・ピンク (著) 池村千秋 (翻訳) (2002) 『フリーエージェント社会の到来—「雇われない生き方」は何を変えるか』ダイヤモンド社
- 中小企業庁 (2015) 「中小企業白書」
- 中小企業庁 (2018) 「小規模企業共済制度の現状について」
- 土田武史 (2012) 「国民皆保険体制の構造と課題—国民健康保険の視点から—」早稲田商学第431号
- 東洋経済 (2016) 「パクリ量産とクラウドソーシングの黒い関係〜ウェブライターはなぜ買い叩かれるのか〜」(<https://toyokeizai.net/articles/-/149126>, 2020年3月20日閲覧)
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2005) 『「労働者」の法的概念: 7ヶ国の比較法的考察』, 『労働政策研究報告書』No. 18
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2019) 「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等 (速報)」
- 内閣府 (2019) 「政策課題分析シリーズ17 日本のフリーランスについて—その規模や特徴, 競業避止義務の状況や影響の分析—」
- 新谷真人, 小俣勝治, 田中建一 (2018) 「労働法における労働者性の判断基準」, 『全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構社労士総研 研究プロジェクト報告書 (平成30年)』
- 日本政策金融公庫総合研究所 (2018) 「フリーランスの実態に関する調査」
- 藤井辰紀・村上義昭 (2018) 「なぜ今, フリーランスなのか—雇われずに働くという選択—」日本政策金融公庫総合研究所『調査月報』No. 118, pp. 4-15